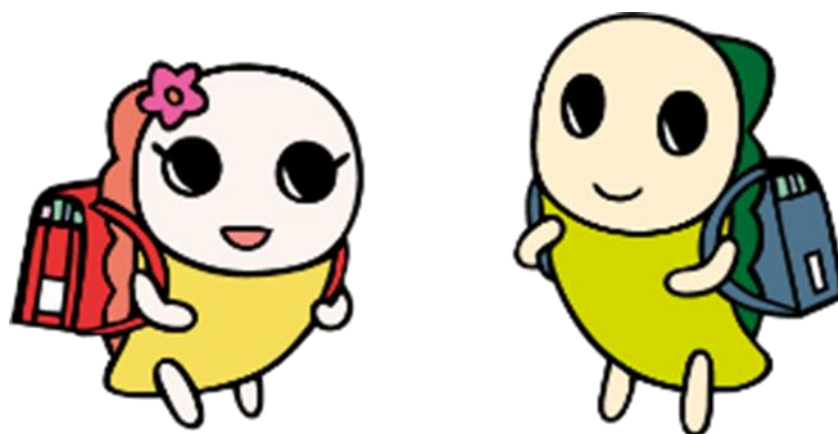


杉並区放課後等居場所事業

《利用案内》



保 存 版

この利用案内は小学校卒業まで大切に保管してください。

杉並区子ども家庭部児童青少年課

電話 03-3393-4760

目 次

1	放課後等居場所事業とは	P	2
2	実施主体・運営スタッフ等	P	2
3	利用対象	P	2
4	事業内容	P	3
5	実施日等	P	3
6	活動場所	P	3
7	過ごし方（自由遊び等）	P	4
8	当日の利用について	P	4
9	利用の主な流れ	P	5
10	利用の申込み	P	5
11	費用	P	6
12	ケガ等の対応	P	6
13	災害時等の対応	P	6
14	学童クラブ在籍児童の利用	P	6
15	帰宅してから再登校して利用する場合	P	6
16	新1年生が利用する際の注意事項	P	7
17	雨天時等の対応	P	7
18	子ども・子育てプラザ等によるプログラムの実施	P	7
19	他の小学校に在籍する児童の利用	P	7
20	問い合わせ先等	P	7
21	その他	P	7



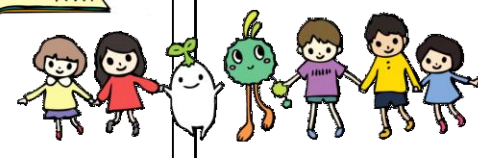
1 放課後等居場所事業とは

- 放課後等居場所事業とは、児童館で実施している小学生の居場所の機能（小学生の一般来館の機能）を、小学校施設を活用して実施するものです。

【事業のイメージ】

居場所

安心できる場所 やりたいことができる場所 仲間づくりができる場所 友だちと交流できる場所

<p>遊び・体験</p> <p>自由遊び 健康・体力増進 集団遊び 体を使った遊び・スポーツ など</p> <p>昔遊び・伝承遊び 創作活動 文化活動 工作・手芸 など</p> <p>読みの聞かせ・読書 など</p> 	<p>学び</p> <p>学習活動 宿題や復習 など</p> 	<p>つながり</p> <p>異年齢交流 多世代交流 行事 おまつり・親子キャンプ など</p> 
--	--	---

2 実施主体・運営スタッフ等

- 区（児童青少年課）が行う事業の一つとして、放課後等居場所事業を実施します。
- 事業の実施に当たっては、学校関係者の方々や学童クラブと連携・協働し、学校を核に子どもの育ちと子育てを支える地域社会づくりを目指していきます。
- 事業の日常運営は、学童クラブの運営事業者に委託して実施します。受付や子どもたちの見守り、遊びの援助などは、事業者スタッフが対応します。
- 事業全体の統括・管理は、所管の子ども・子育てプラザや児童館等が行います。事業の実施主体として、学校をはじめ、事業者スタッフや学校関係者等と連携して、事業実施に必要な調整や支援を行っていきます。
- なお、本事業は、地域ボランティア（保護者や地域の方、学生等）の協力を得て事業を展開していきますので、保護者の方でボランティアとしてご協力いただける方は、是非、お申し出ください。

3 利用対象

- 利用対象は、当該小学校に在籍する小学生です。
- ただし、国立・私立等その他の学校に在籍する小学生も利用できます。
- なお、本事業は、小学生を対象にしていますので、卒業生（中高生）や乳幼児の利用はできません。

4 事業内容

- 居場所づくりと遊び等の援助
学校施設を最大限に有効活用し、放課後等における小学生の活動拠点として、子どものやりたい多様な遊びや学習、自由な過ごし方ができるよう援助していきます。
子どもたちの活動をスタッフが見守るとともに、子どもの自主性を大切にしながら、必要に応じて遊びや子ども同士の交流をサポートします。
- プログラムの実施
地域の様々な方の協力を得ながら、読書や読み聞かせ、学習支援、スポーツ、工作、昔遊び、伝承遊びなど、様々なプログラムを随時実施していきます。
- 毎月、おたよりを発行し、活動内容やプログラムなどをお知らせします。おたよりは、毎月学校を通じて配布します。

5 実施日等

- 実施日・実施時間

実施日		実施時間
平日	学校がある日	放課後～午後6時
	学校休業日	午前8時～午後6時
土曜日	学校がある日	放課後～午後5時
	学校休業日	午前9時～午後5時

※ 学校施設の状況等で実施時間を短縮する場合があります。

※ 令和6年4月から、全ての放課後等居場所事業の開始時間を午前8時からに変更して実施します。

- 事業を実施しない日
日曜、祝日、年末年始、学校閉鎖や大型台風接近等による臨時休校日、運動会等の学校行事がある日

6 活動場所

- 活動場所は、学校の実状に応じて、「室内遊びができる場」と「体を動かす遊びができる場」を日常的に用意します。
- 具体的な活動場所は、利用申込案内チラシやおたよりを参照してください。

活動場所	主な活用施設
室内遊びができる場	多目的室や視聴覚室、図書室など
体を動かす遊びができる場	校庭や体育館など

7 過ごし方（自由遊び等）

- 子ども同士の交流や自主的な遊びなどの活動ができるよう、スタッフが見守るとともに、必要に応じて活動をサポートします。
- 好きな時間（保護者と約束した時間）に帰宅することができます。
- ゲーム機など自分のおもちゃの持ち込みはできませんが、子どもたちが楽しめるよう、様々な遊具を用意しています。

活動場所	過ごし方
室内遊びができる場	<ul style="list-style-type: none"> ● おしゃべりをしたり、宿題をしたりできます。 ● 友だちとボードゲームなどの遊びができます。 ● ぬりえや折り紙、お絵かきなどができます。 ● けん玉などの昔遊びができます。 ● 子どもの自主性を大切にしながら（やりたい子どもを集めて）、スタッフの指導によるミニプログラム（みんなでやると楽しいゲームや手芸・工作など）も行います。
体を動かす遊びができる場	<ul style="list-style-type: none"> ● ドッジボール、鬼ごっこ、一輪車など、体を動かす遊びができます。 ● 子どもの自主性を大切にしながら（やりたい子どもを集めて）、スタッフの指導によるミニプログラムも行います。

8 当日の利用について

- 放課後、帰宅せずにそのまま利用（以下「直接利用」という。）できます（一旦、帰宅してからの利用も可能です。詳しくは、「15 帰宅してから再登校して利用する場合」をご確認ください）。
- 夏休み等の学校休業日、土曜授業日や給食の無い日は、お弁当を持って来るとも可能です。決められた時間・場所で昼食を取ることができます（お弁当は自己管理となりますので、内容を工夫していただきますようお願いいたします）。
- なお、児童館と同様に、事前の出欠管理は行いませんので、「今日は利用する（しない）」の連絡は不要です。利用する・しないは、その都度の自由意志となりますので、保護者と子どもの間で「その日は帰宅するのか、利用するのか」、「利用した時に、帰宅時間は何時か」などを十分に確認しあってください。

9 利用の主な流れ

- 標準的な利用の流れ（短縮授業等で下校時間が異なる場合を除く）は、次のとおりです。

学校がある日（放課後）

時間	低学年	高学年
低学年の下校時刻が早く、高学年が授業中のとき	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後等居場所事業の拠点の部屋に行き、ランドセル等の荷物を所定の場所に置いて、受付（名簿にチェック）をします。 ● 受付後に、ピブスを受け取り着用します。 ● 拠点の部屋や、他の特別教室等で過ごします。 	（授業中）
最終下校時刻（6時限目終了後） ※全学年が同じ下校時刻の場合も含まれます	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後等居場所事業の拠点の部屋に行き、ランドセル等の荷物を所定の場所に置いて、受付（名簿にチェック）をします。 ● 受付後に、ピブスを受け取り着用します。拠点の部屋や校庭、体育館等で過ごします。 	
帰宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と約束した時間になったら、名簿に帰宅時間を記載し、受付にピブスを返却して帰宅します。 	

学校が休みの日（土曜日や夏休みなど）

時間	低学年・高学年
〈月～金曜日〉 午前8時～午後6時 〈土曜日〉 午前9時～午後5時	<ul style="list-style-type: none"> ● 好きな時間に遊びに来ることができます。 ● 学校の指定する専用門から、校内に入ります。 ● 拠点の部屋で利用の受付をします。 ● 受付後に、ピブスを受け取り着用します。 ● 拠点の部屋や校庭、体育館等で過ごします。 ● 午後までそのまま遊ぶこともできます。
お昼（12時～1時）	<ul style="list-style-type: none"> ● お弁当を持参して食べることができます。 ※原則、この時間中に限ります。
帰宅	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と約束した時間になったら、名簿に帰宅時間を記載し、受付にピブスを返却して帰宅します。

10 利用の申込み

- 利用にあたっては、事前に申込みが必要です。
申込みは、年度単位で受付します。新2年生以上の児童には、進級前の3月に、新年度（4月から）の利用について学校を通じて申込書を配布します。
- 申込書は、随時受付しますが、4月からご利用になる場合は、なるべく3月中（新1年生は4月中）に提出してください。
- なお、新1年生の利用申込みに当たっては、「16 新1年生が利用する際の注意事項」を必ずご確認ください。
- 国立・私立小学校等に在籍の児童は、所管の子ども・子育てプラザや児童館等で申込書を受け取り、申込みをしてください。

1 1 費用

- 原則として無料です。ただし、プログラム内容によっては、材料費等の実費負担をお願いする場合があります。

1 2 ケガ等の対応

【ケガをしたとき】

- 擦り傷や軽い打撲などのケガについては、絆創膏や冷却材などで対応可能な場合は、スタッフが処置をします。（保健室での対応は、原則ありません。）
- 医療機関の受診が必要と思われる場合は、保護者の方へ連絡しお迎えをお願いしますが、連絡が取れない時は、状況に応じてスタッフが医療機関に子どもを連れて行く場合もあります。
- 緊急時は、救急車を要請し保護者の方へ連絡するとともに、スタッフが救急車に同乗します。
- 医療機関にかかるケガの場合（帰宅時のケガを含む。夏休み等は来所時のケガも含む。）は、区が加入している傷害保険の対象となる場合があります。傷害保険の適用を希望される場合は、スタッフにお申し出ください。傷害保険の対象となる場合には、手続きに必要な書類を用意し、後日保護者の方へお渡しします。

※ 小学校が加入している「災害共済給付制度」は適用されませんのでご注意ください。

【体調がすぐれないとき】

- 発熱など体調がすぐれず一人での帰宅が困難と思われる場合は、保護者の方へ連絡し、お迎えをお願いします。

1 3 災害時等の対応

- 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合や、震度 5 弱以上の地震が発生するなど、大規模な災害が発生又はその恐れがあるときは、子どもたちを学校内に留め置いて安全確保を図りますので、保護者の方のお迎えをお願いします。
- 大型台風が接近しているなど、学校が集団下校や授業時間を短縮して下校措置を取るような状況の場合、本事業は行いません。学校の指示に従っての下校（帰宅）となります。

1 4 学童クラブ在籍児童の利用

- 学童クラブに在籍している子どもが本事業を利用するときは、原則、学童クラブを欠席して利用することとなります。この場合、学童クラブへ欠席の届出を忘れずにしてください。

※ 学童クラブを早退して、本事業を直接利用することはできません。

- ただし、本事業のプログラムに学童クラブとして参加する場合は、学童クラブを欠席する必要はありません。また、日常の校庭遊び等では、学童クラブに在籍していない子どもたちと一緒に遊ぶことができます。

1 5 帰宅してから再登校して利用する場合

- 高学年の授業の妨げにならないよう、再登校の利用については、通常、全学年の最終下校時刻以降からとなります。なお、利用できる時間が変更になる場合は、おたより等でお知らせします。
- 短縮授業や学校行事等により、全学年の最終下校時刻が繰り上がった場合は、その時刻以降再登校利用ができます。
- 自転車での再登校はできません。

16 新1年生が利用する際の注意事項

- 新1年生は、まず、学校生活や登下校に慣れることが重要です。そのため一定期間は、直接利用することはできません。直接利用ができるようになる「直接利用開始日」は、おたより等でご確認ください。
- 「直接利用開始日」までは、一旦帰宅してから保護者の方の送迎により利用してください。利用できる時間は、「15 帰宅してから再登校して利用する場合」をご確認ください。
- 「直接利用開始日」からは、新1年生も帰宅せずにこの事業を利用できます。「帰宅するのか、利用するのか」、「利用した時に帰宅時間は何時か」を、保護者と子どもの間でしっかりと確認してから利用してください。確認が十分できない場合は、必ず一旦帰宅し、確認後、再登校して利用してください。
- 保護者の方が送り迎えをされる場合は、学校のルール（PTAの名札着用等）に従って来校してください。

17 雨天時等の対応

- 雨天等の荒天時は、屋外の施設（校庭等）が使用できないため、屋内のみの活動となります。なお、前日の雨の状況等により、晴天時も校庭を使用できない場合があります。
- また、夏季など、光化学スモッグや熱中症予防のため、屋外遊びを制限する場合があります。

18 子ども・子育てプラザ等によるプログラムの実施

- 自由遊び等の日常活動とは別に、所管の子ども・子育てプラザや児童館等が、学校や地域関係者等と連携して、プログラムや行事等を随時実施していきます。
- プログラムの実施日やその内容、参加方法等については、おたよりでお知らせしていきます。

19 他の小学校に在籍する児童の利用

- 他の小学校に通っている小学生が利用する場合、必ず一旦帰宅してからの利用となります。
- 利用できる時間は、上記「15 帰宅してから再登校して利用する場合」と同様です。

20 問い合わせ先等

- この事業に関する問い合わせ等は、所管の子ども・子育てプラザや児童館等（利用申込案内チラシやおたよりを参照してください）にご連絡ください（学校への問い合わせはご遠慮ください）。
- 利用中の子どもの呼び出しや取り次ぎ、帰宅の有無などの問い合わせは、ご遠慮ください。なお、緊急時は、拠点受付の緊急対応用携帯電話（利用申込案内チラシやおたよりを参照してください）にお問い合わせください。

21 その他

- 本事業は、児童館と同様に、利用児童の個別の見守りや介助等はできませんのでご了承ください。介助者が付き添う場合などは、申込みの際にご相談ください。
- インフルエンザ等で学級閉鎖になったクラスの児童は、学級閉鎖期間中、利用することはできません。